

インフルエンザ予防接種費用の補助について

今年度の保健事業の一環として、インフルエンザ予防接種の費用を下記要領にて補助いたします

記

1. 対象者 被保険者及び被扶養者
2. 対象期間 令和4年10月1日～令和5年1月31日
3. 補助額（上限） 2,500円
※予防接種費用が2,500円未満の場合は実費を補助します。
※2回法（13歳未満の方が対象）で接種された方で、1回目が2,500円未満の場合は、2回分の合算額に対して上限額まで補助いたします。2回分の領収書をあわせてご提出ください。
4. 請求方法 別紙請求書に必要事項を記入し、領収書の写しを添付のうえ健保組合へ提出してください。
※領収書は、「接種された方の氏名」「予防接種代」「接種日」が記載されているものに限り、レシート不可。
※被扶養者がいる方は、全員の接種が終わってから、ご家族分まとめて1枚で請求してください。（領収書は全員分添付のこと）
※2人以上で1枚の領収書の場合は、接種された方の氏名と金額の内訳を明記してもらってください。

今年度は、インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの同時接種が可能となりました。（参考「[新型ワクチン Q&A](#)」厚生労働省）また、インフルエンザ予防接種による効果が出現するまでに2週間程度を要することから、毎年12月中旬までに予防接種を受けることが望ましいと考えられています。予防接種ご希望の方は、なるべく年内に受け、接種後速やかにご請求下さい。

請求書の最終受付は、令和5年1月31日です。